

序

大麻草は、古くから有用植物として利用されてきたことが知られています。

その繊維は衣服等の材料に使われ、その種子は食用や飼料にもなります。また、近年では、大麻草から CBD(カンナビジオール)が抽出され、リラックス効果をもたらすアロマオイル等の配合成分としての利用もすすんでいるところです。

一方で、大麻草には幻覚や陶酔作用等の精神毒性を有する成分が含まれており、有害植物として側面もあります。

そのため、伝統的な大麻草の利用を妨げることなく、大麻の濫用による保健衛生上の危害の防止等を図る目的で、昭和 23 年に「大麻取締法」が制定されました。これは、大麻草の繊維や種子の産業利用を許容しつつ、大麻草に含有される生理活性物質を一律に取り締まる法律であるともいえるでしょう。

とはいえ、その後の科学技術の進展により、大麻による有害作用は THC 類(テトラヒドロカノンビノール類)によってもたらされることが明らかになり、THC 類の濃度に着目した新たな法体系を設けることが可能になってきました。

そこで、令和 5 年の第 212 回国会において、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案」が提出され、同年 11 月 14 日に可決成立しました。

これは、従前の「大麻取締法」を抜本的に改正し、その題名についても「大麻草の栽培の規制に関する法律(いわゆる大麻草規制法)」に改めるとともに、大麻そのものを麻薬に指定して「麻薬及び向精神薬取締法(いわゆる麻向法)」で取締りを行うための法律で、令和 7 年 3 月 1 日に全面施行されました。

こうして改正された大麻草規制法では、大麻草の採取に関する栽培免許を THC 類の濃度基準によって第一種免許と第二種免許に区分し、また、大麻草の加工に関する許可制度を設けています。

本書は、大麻草規制法と麻向法が相まって大麻の濫用防止の目的を達成しようとする趣旨を踏まえて、令和 5 年の改正麻向法の内容についても織り込んでおり、皆様にとって一助となるよう願っております。

令和 7 年 初夏
團 野 浩